

愛媛県自転車新文化推進協会サポーター登録規程

(目的)

第1条 この入会規約は、愛媛県自転車新文化推進協会が運営する愛媛県自転車新文化推進協会サポーターに登録される方が、あらかじめ理解のうえ同意していただく必要がある事項を定めるものです。

(定義)

第2条 この入会規約において、用語の定義は次の各号のとおりとします。

- (1) 協会 愛媛県自転車新文化推進協会及びメールマガジン運営委託事業者をいう。
- (2) サポーター 愛媛県自転車新文化推進協会の目的に賛同し、これを援助する個人をいう。
- (3) メルマガ 協会から配信する情報のメールをいう。

(適用範囲)

第3条 この規約は、サポーターに登録希望する者及びサポーターに適用されるものとします。

(利用費用)

第4条 サポーターに対してメルマガを配信します。ただし、メルマガから得た情報により、イベントへの参加等を行った場合の費用及びメルマガ受信等にかかる通信料(パケット料)は利用される方が負担します。

(登録)

第5条 サポーターに登録希望する者は、登録申込書又は登録申込書の必要事項項目を満たした内容を協会へ提出することにより、登録を申し込むこととし、協会での登録審査終了後に通知される登録通知をもって、サポーターとする。

2 ただし、次の各号いずれかに該当するものは、登録ができないものとします。

- (1) 保護者の同意を得ていない未成年者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる者

(個人情報の取扱い)

第6条 協会は、登録された個人情報について、愛媛県ホームページ「プライバシーポリシー」のとおり愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)の規定に基づき適正に取り扱います。

2 登録されたメールアドレスが、協会メルマガの配信及び必要となる協会からの連絡においてのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。

(サポーターによる登録解除)

第7条 サポーターが登録解除を希望するときは、登録解除申請書又は登録解除申請書の必要事項項目を満たした内容を協会へ提出することにより、登録解除するものとします。

(サポーターによる登録情報の変更)

第8条 サポーターが登録時情報の変更を希望するときは、変更内容等を協会まで提出することで変更を行うものとします。

(協会による登録解除)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めたときは、当該サポーターの登録を解除することがあります。

- (1) 登録内容の誤り、廃止等により、メルマガが不達となったとき。
- (2) サポーター側のメールサーバの受信拒否、受信障害等により、メルマガ配信に著しい障害があったとき。
- (3) 第10条の禁止事項に該当する行為があったとき。
- (4) その他登録を継続することが不適当な事由があるとき。

(禁止事項)

第10条 サポーターに登録希望する者及びサポーターは、次の各号に掲げることを行ってはなりません。

- (1) 他人の情報を登録すること。
- (2) 不正に入手又は生成した大量のメールアドレスを登録すること。
- (3) サーバに対して不正アクセスを試みること。
- (4) 意図的に不正な指令を与え、高負荷をかけること。
- (5) その他設備に障害を発生させようとする事。

(協会からの連絡及び告知)

第11条 協会は、所定のウェブページへの掲載及びメルマガによる連絡送信により、サポーターへの連絡又は告知を行うものとし、これによって連絡又は告知事項がサポーターへ到達したものと見なします。

(免責事項)

第12条 サポーターが、次の各号に掲げる損害を受けた場合において、協会は、その一切の責任を負わないものとします。

- (1) メルマガで得た情報に基づく判断、行動、その他誘発される結果によって発生した損害
- (2) 理由に関わらずメルマガの不配、未配、遅配又は誤配によって発生した損害

(3) 第9条及び第10条によって発生した損害

(利用者同意事項の改定)

第13条 この規約は予告なく改定されることがあり、登録時点での規約が適用されるものとします。

附則

1 この規約は、令和2年7月7日から有効とします。